

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のトップ・マネジメントは、株主価値の持続的な増大を図ることが最大の責務であると考えており、健全性（コンプライアンス）と透明性（ディスクロージャー）を確保しながら、常に株主の利益を念頭においた企業活動を実践することを行動規範としている。

なお、当社は、現状の会社規模であれば、執行役員制度の運用や、社外取締役の選任、監査役（監査役会）の充実に、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化が可能であると考えていることから、監査役設置会社形態を採用している。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則については全てを実施している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アセット・マネジメント・アドバイザーズ株式会社	5,244,000	33.40
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティズ ファンド 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	850,000	5.41
ジャパンブリント株式会社	480,000	3.06
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	375,000	2.39
梅田 美智子	362,900	2.31
山本 正卓	322,400	2.05
完山 敏錫	320,000	2.04
ゲンダイエージェンシー従業員持株会	221,000	1.41
ザ バンク オブ ニューヨーク 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	215,700	1.37
テキ リン ユ	205,600	1.31

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上 岳史	他の会社の出身者											
松崎 みさ	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上 岳史		特記すべき事項はない。	東京証券取引所JASDAQ上場会社の取締役会長の経験があり、経営全般にわたり優れた見識を有するため。
松崎 みさ		特記すべき事項はない。	東京証券取引所マザーズ上場会社の代表取締役の経験があり、経営全般にわたり優れた見識を有するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査役が及び内部監査室が同席し、相互に意見交換が図られており、本社、各事業所監査においても積極的に同行、同席し問題点の共有を図る等、効率的かつ効果的な監査の実施に努めている。

また、監査役は、内部監査計画書や内部監査報告書等を閲覧し、内部監査室と相互に意見交換を図り、問題点が共有されており、本社、各事業所の内部監査においても同行し、効率的かつ効果的な監査の実施に努めている。

内部統制上の問題点については、内部監査室が、適時、監査役及び監査法人に報告の上、調整を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺田 公規	他の会社の出身者													
東 徹	他の会社の出身者													
高野 健二	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺田 公規		特記すべき事項はない。	主幹事証券会社出身であり、特に、証券市場に関して優れた見識を有するため。
東 徹	○	独立役員である。	税理士であり、特に、会計、税務面において優れた見識を有するため。 独立役員に指定した理由は、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため。
高野 健二	○	独立役員である。	公認会計士であり、特に、会計、財務面において優れた見識を有するため。 独立役員に指定した理由は、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

導入を検討中である。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
（平成27年3月期）取締役報酬総額112百万円（うち社外取締役報酬2百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会議案等については、添付資料を併せて事前にメールで通知し、開催前に議案の十分な検討ができるよう配慮している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

法令及び定款に定めのあるものと並びに会社経営の重要事項として取締役会規程に定めのある事項の決定は、毎月1回以上開催される取締役会で行われている。当社では常勤取締役は少人数であることから、日常における頻度の高いコミュニケーションが可能であり、また社外取締役の選任による牽制効果と相まって効果的な業務執行の監視が可能な体制であると考えている。

また、意思決定、経営監督と業務執行を分離し、責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を導入し、取締役会において選任された執行役員で構成される経営役員会において、綿密な審議と機動的な業務執行が行なわれている。

当社は監査役設置会社であり、監査役は取締役会に常時出席している他、経営役員会を始めとする社内の重要会議にも積極的に参加し、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査を実施している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や経営環境等から総合的に判断した結果、上記のガバナンス体制により、当社の業務執行の適正性と透明性は確保されているものと考えている。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の頻度(中間決算、年度決算)	あり
IR資料のホームページ掲載	—	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に選任のIR担当を設置	
その他	不定期で海外IRを実施、英文ホームページの開設	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は行動規範に1. 法令遵守、2. 株主重視、3. 顧客満足、4. 従業員尊重の4つを謳い、全役職員への周知徹底を図っている。今後も当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの要求を満たしながら、企業価値を高めていく方針である。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社は健全で透明性の高い企業活動を維持し、永続的な発展を確実なものとするために、内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題であると考え、下記の通り内部統制システムを整備し、もって当社の業務の適正性を確保し、企業価値の維持、増大に努める。

1. コンプライアンス体制の整備状況

総務部においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括している。また、各種法令、企業倫理の中で当社業務に関連し留意すべき事項を整理し、明文化した「コンプライアンス・マニュアル」に従い、取締役が自ら実践するとともに、研修等の機会を通じて従業員への周知徹底を図っている。

2. リスク管理体制の整備状況

当社が直面するリスクについては、既存のリスク管理に関する諸規程等、並びに今後必要に応じて制定するリスク管理に関する諸規程等に従い管理する。組織横断的なリスク管理は総務部が行い、また各部門においてリスク管理体制を確立するとともに、特に重要な案件については、取締役会または経営役員会での審議及び決定を行なうこととしている。

3. 情報管理体制の整備状況

職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、文書管理規程等の当社社内規程及びマニュアルに従い、適切に保存及び管理(廃棄を含む)を行なっており、取締役及び監査役が、これらの情報・文書を常時閲覧しうる体制が確保されている。

4. 内部監査

上記の体制が適切に運用されていることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施し、必要に応じて改善を行なっている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、その行動規範の筆頭に「法令遵守」を謳い健全な企業活動を推進すべくトップマネジメントが社内外にその浸透を図るとともに、平成15年4月には各種法令、企業倫理の中で当社が遵守すべき事項を整理し明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、社内への周知徹底を図っている。「コンプライアンス・マニュアル」の一項目には「反社会的勢力との関係断絶」が明確に謳われている。

また、反社会的勢力の排他姿勢を明確にし、その実効性を高めるため、平成15年12月に「反社会的勢力排除に関する取扱い規程」(以下、規程という)を制定し、反社会的勢力の排除推進を主管とする部署を総務部と定め、新規の得意先及び仕入外注先について外部信用調査機関による調査を依頼し、情報収集に努めることとしている。

さらに、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一反社会的勢力が当社に接触してきた際には、その対応策について助言、指導を受け適切に対処することとしている。

なお、以上の手続が規程に基づき適切に実施されていることを確認するため、内部監査および監査役監査による業務監査が実施されている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておらず、今のところ導入の予定はない。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりである。

a. 「業務等に関する重要事実」等の管理体制

- (1) 内部情報の管理責任者として、取締役会の決議により、情報開示担当役員を設置し、また各部門長を内部情報管理者と定めている。
- (2) 内部情報管理者は、重要事実が発生した場合、速やかに情報開示担当役員に報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に努めている。
- (3) 情報開示担当役員は、社長その他必要と認めた者と、「業務等の重要事実」への該当の可否を協議する。
- (4) 情報開示担当役員は、「業務等に関する重要事実」に該当すると判断された情報について、これ以降情報開示担当役員の一元管理のもと、漏洩防止の指示を行い、適切な時期及び方法により公表する。

b. 適時開示体制の整備及び運用状況

当社は、内部情報の管理責任者として、取締役会の決議により情報開示担当役員を設置し、取締役CFOがその任に当たっている。

開示が必要であると判断された重要事実の発生もしくは決定があった場合には、情報開示担当役員の指示のもと、経営企画部において、法令及び取引所適時開示規則に照らして必要充分かつ正確に開示文書が作成されているかを確認し、TD-net及び自社のホームページにおいてすみやかに公表している。また、決算情報については、監査法人による指導、助言を受けながら、経理部で作成し、経営企画部による確認を経て、社外に開示している。

IR活動については、社長がIR担当役員の任に当たっており、主管部門である経営企画部と連携し、公平、タイムリーかつ積極的な情報開示に取り組んでいる。

c. 役職員のインサイダー取引防止策

当社は、「インサイダー取引管理規程」を制定し、内部情報の管理及び役職員の自社株式等の売買に関する行動基準を定め、同規程の説明会の開催、その他研修会等の機会において、その内容の周知徹底を図ることにより役職員のインサイダー取引の未然防止に努めている。

また、当社の役職員が当社の有価証券の売買その他の取引を行う場合は、事前に「自社特定有価証券等売買申請書」を情報開示担当役員に提出し、承認後取引を行うことを義務づけている。さらに、期末及び中間期末における株主一覧表により、役職員及び同家族の株主の移動状況をチェックしている。